

## 目 次

### 第1編 総則編

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第1 趣旨	1
第2 計画の策定	1
第3 計画の効果的推進を図るための留意事項	4
第2節 久喜市の概況	6
第1 地域の概況	6
第2 活断層	7
第3 河川	7
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8
第1 久喜市防災会議	8
第2 久喜市災害対策本部	9
第3 業務の大綱	9
第2章 災害予防計画	17
第1節 防災組織整備計画	17
第1 防災関係機関【市長公室、関係各部】	17
第2 自主防災組織【市長公室】	17
第3 事業所等における防災の推進【環境経済部、消防組合】	19
第4 ボランティア等の活動支援の整備【市民部、久喜市社会福祉協議会】	20
第5 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進【市長公室】	20
第2節 防災教育計画	22
第1 職員等に対する防災教育【市長公室】	22
第2 防災関係機関の組織の整備【市長公室】	23
第3 関係機関相互の連携【市長公室】	23
第3節 防災知識普及計画	24
第1 市民に対する防災知識の普及【市長公室、教育部、消防組合、防災関係機関】	24
第4節 防災訓練計画	26
第1 訓練の種別【市長公室】	26
第2 総合防災訓練の実施【市長公室、関係各部、消防組合】	27
第3 事業所、自主防災組織が実施する訓練【市長公室】	27
第4 その他の訓練【市長公室】	28
第5 訓練の検証【市長公室】	28
第5節 防災活動拠点	29
第1 防災活動拠点の整備【市長公室】	29
第2 緊急輸送路ネットワーク【市長公室、建設部】	30
第3 輸送拠点の設定【市長公室、市民部、福祉部、健康スポーツ部、教育部】	31
第6節 情報収集・伝達体制の整備	33

第1	情報伝達体制の整備【市長公室】	33
第2	防災行政無線の整備【市長公室】	33
第3	情報通信設備の安全対策【市長公室、総合政策部、総務部】	34
第4	災害情報のための電話の指定【市長公室、関係各部】	34
第7節	避難予防対策	35
第1	指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保【市長公室、総務部、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、建設部、まちづくり推進部、教育部】	35
第2	避難所の安全確保【市長公室、総務部、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】	37
第3	福祉避難所（要配慮者用避難所）の指定【福祉部、こども未来部】	37
第4	避難誘導體制の整備【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】	38
第5	避難所の管理運営体制の整備【市長公室、福祉部、こども未来部、教育部】	39
第8節	物資及び資機材等の備蓄	41
第1	飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、こども未来部、上下水道部】	41
第9節	医療体制等の整備	44
第1	救急救助【市長公室、健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】	44
第2	医療救護【健康スポーツ部】	45
第10節	防災都市づくり計画	47
第1	災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】	47
第2	防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】	48
第11節	災害時の要配慮者対策	50
第1	避難行動要支援者の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、久喜市社会福祉協議会】	50
第2	要配慮者全般の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、まちづくり推進部、教育部、久喜市社会福祉協議会】	53
第3	社会福祉施設入所者等の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、久喜市社会福祉協議会】	57
第12節	災害復旧・復興への備え	59
第1	各種データの整備保全【各室部】	59
第2	罹（被）災証明書の発行体制の整備【総務部、環境経済部】	59
第3	災害廃棄物の発生への対応【環境経済部、まちづくり推進部、衛生組合】	59
第4	業務継続性の確保【各室部】	59

## 第2編 風水害編

第1章	風水害予防計画	61
第1節	風水害の概況	61
第2節	風水害予防計画	63

第1	水害予防対策【建設部】	63
第2	施設等の維持、補修【建設部、上下水道部】	63
第3	公共下水道の整備【上下水道部】	63
第4	洪水浸水想定区域等の周知【市長公室、建設部】	64
第5	発災前の避難決定及び市民への情報提供【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】	65
第6	事業所等における防災の推進【市長公室、関係各部、事業者】	65
第7	地盤沈下対策【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】	66
<b>第2章</b>	<b>風水害応急対策計画</b>	<b>67</b>
第1節	活動体制計画	67
第1	活動体制【各室部共通】	67
第2	局所的、地域的な対応（準備体制）【関係各室部】	68
第3	災害対策本部の設置・運営【市長公室、総合政策部、総務部】	69
第2節	動員配備計画	81
第1	動員計画【各室部共通】	81
第3節	相互応援協力計画	85
第1	地方公共団体、指定行政機関への応援要請【市長公室、総務部、関係各部】	85
第4節	注意報、警報及び特別警報伝達計画	91
第1	災害に関する気象の予警報の受理及び伝達系統【市長公室、建設部】	91
第2	注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準	93
第3	洪水予報等の発表基準	97
第4	消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警報等	99
第5	警報等の発表及び解除	99
第5節	災害情報通信計画	101
第1	情報の連絡体制【市長公室】	101
第2	災害情報等の収集・連絡【市長公室、関係各部】	105
第6節	災害広報計画	111
第1	災害時における広報体制【市長公室】	111
第2	広報資料の収集【市長公室】	111
第3	市民への広報【市長公室、関係各部】	112
第4	報道機関等に対する発表【市長公室】	114
第5	帰宅困難者・要配慮者への広報【市長公室、市民部、福祉部、埼玉県】	114
第6	広聴活動【市長公室、市民部、福祉部】	115
第7節	水防計画	118
第1	市内の主要河川	118
第2	水防計画の位置付け【建設部、上下水道部、利根川栗橋流域水防事務組合】	118
第3 - 1	水防活動【建設部、上下水道部】	118
第3 - 2	利根川における水防活動【利根川栗橋流域水防事務組合】	119
第4	情報収集と報告【市長公室、建設部、上下水道部】	121
第5	その他の水災害予防【市長公室、建設部、上下水道部】	122
第8節	交通対策計画	123

第1	交通支障箇所等の情報収集【建設部】	123
第2	関係機関への通報【市長公室、建設部】	123
第3	交通対策に関する措置【建設部】	124
第4	道路の応急復旧等【市長公室、建設部】	125
第9節	災害救助保護計画	127
第1	避難活動【市長公室、福祉部、こども未来部、消防組合】	127
第2	自主避難のための滞在施設の提供【関係各室部】	134
第3	避難所の設置・運営【市長公室、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】	135
第4	救急救助・医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】	140
第5	遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画【総務部、市民部、福祉部、警察署】	147
第6	要配慮者等の安全確保対策【市長公室、総務部、市民部、環境経済部、福祉部、こども未来部、消防組合】	151
第10節	生活支援計画	156
第1	飲料水の確保・供給【市長公室、上下水道部】	156
第2	食料の供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】	159
第3	衣料、生活必需品等供給計画【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】	163
第4	応急住宅対策【総務部、市民部、福祉部、こども未来部】	165
第5	文教対策計画【教育部】	169
第11節	障害物除去計画	174
第1	障害物の情報収集及び危険回避措置【建設部、まちづくり推進部】	174
第2	道路等の障害物の除去【建設部】	174
第3	河川関係障害物の除去【建設部】	175
第4	住居にかかる障害物の除去【建設部】	175
第5	障害物の集積場所【建設部】	176
第12節	輸送計画	177
第1	緊急輸送路の確保【市長公室、建設部】	177
第2	輸送力の確保【総務部】	177
第3	緊急輸送車両の標章及び証明書【関係各室部】	178
第4	空中輸送手段の確保【市長公室、総務部、消防組合】	178
第5	災害救助法が適用された場合の費用等【総合政策部】	179
第13節	要員確保計画	180
第1	労務供給計画【関係各室部】	180
第14節	自衛隊災害派遣要請計画	182
第1	派遣要請【市長公室】	182
第2	災害派遣部隊の受入れ体制【市長公室、総務部、環境経済部】	183
第3	自衛隊の自主派遣	184
第4	派遣部隊の撤収要請【市長公室】	185
第5	経費負担【総合政策部】	185
第15節	環境衛生整備計画	186
第1	廃棄物処理【関係各室部】	186

第2	防疫活動【環境経済部、健康スポーツ部】	191
第3	食品衛生監視【健康スポーツ部】	193
第4	動物愛護【環境経済部】	193
第16節	広域応援受入計画	195
第1	地方公共団体等による派遣隊等の受入れ【総務部】	195
第2	ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各室部、久喜市社会福祉協議会】	196
第3	市民、自主防災組織等の協力【市長公室】	198
<b>第3章</b>	<b>風水害復旧復興対策計画</b>	<b>201</b>
第1節	迅速な災害復旧	201
第1	復旧計画の基本方針	201
第2	災害復旧事業期間の短縮	201
第3	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	201
第4	災害復旧事業の実施	204
第2節	計画的な災害復興	205
第1	災害復興対策本部の設置	205
第2	災害復興計画の策定	205
第3	災害復興事業の実施	205
第3節	生活再建等の支援	206
第1	体制の整備【関係各室部】	206
第2	義援金品の受入れ、配分【総合政策部、福祉部】	206
第3	被災者の生活確保【関係各室部】	207
第4	被災中小企業の融資【環境経済部】	209
第5	尋ね人の相談【市民部】	209
第6	被災者台帳の作成【総合政策部、市民部、福祉部】	210
第7	罹災証明書の発行【総務部】	210
第8	被災証明書（農業）の発行【環境経済部】	211
第9	被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】	212
第4節	激甚災害の指定	213
第1	激甚災害指定の手続き	213
第2	激甚災害に関する被害状況の報告	214
第3	特別財政援助額の交付手続き	214
<b>第4章</b>	<b>突風・竜巻等対策</b>	<b>215</b>
第1節	突風・竜巻災害の概況	215
第1	突風・竜巻の特徴	215
第2	その他の突風	215
第3	気象庁の発表する気象情報	216
第2節	予防・事前対策	218
第1	竜巻の発生、対処に関する知識の普及【市長公室、教育部】	218
第2	竜巻注意情報等気象情報の普及【市長公室】	218
第3	被害予防対策【関係各室部】	218

第4	突風・竜巻等対処体制の確立【市長公室】	218
第5	情報収集・伝達体制の整備【市長公室】	219
第6	適切な対処法の普及【市長公室】	219
第3節	応急対策	220
第1	情報伝達【市長公室】	220
第2	救助の適切な実施【福祉部、こども未来部】	222
第3	がれき処理【環境経済部】	222
第4	避難所の開設・運営【福祉部、こども未来部】	223
第5	応急住宅対策【市民部、まちづくり推進部】	223
第4節	復旧・復興対策	223
<b>第5章</b>	<b>大規模水害対策</b>	<b>224</b>
第1節	大規模水害にかかる被害想定	224
第1	利根川（首都圏広域氾濫）	224
第2	荒川（元荒川広域氾濫）	224
第2節	大規模水害の特徴	225
第1	広大な浸水地域、深い浸水深	225
第2	地下空間を通じた浸水区域の拡大	225
第3	浸水による電力等のライフラインの途絶	225
第4	孤立期間の長期化と生活環境の悪化	225
第5	地域によって異なる氾濫流の到達までの時間	225
第3節	大規模水害対策	226
第1	適時・的確な避難の実現【市長公室、総務部、福祉部、こども未来部】	226
第2	応急対応力の強化と重要機能の確保【関係各室部】	228
第3	地域の大規模水害対応力の強化【市長公室、埼玉県、防災関係機関、事業者】	228
第4	氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減【建設部、まちづくり推進部】	229
第5	防疫及び水害廃棄物処理対策【環境経済部、建設部、健康スポーツ部】	229
<b>第6章</b>	<b>雪害対策</b>	<b>231</b>
第1節	雪害対策計画	231
第1	予防・事前対策【関係各室部】	231
第2	応急対策【関係各室部】	233
第3	復旧対策【関係各室部】	235

### 第3編 事故災害対策編

第1節	事故災害の概況	237
第2節	火災対策計画	237
第1	大規模火災予防【市長公室、福祉部、建設部、まちづくり推進部、消防組合】	237
第2	大規模火災対策【市長公室、消防組合】	241
第3節	危険物等災害対策計画	244
第1	危険物等災害予防【消防組合】	244

第2	危険物等災害応急対策【消防組合、事業者、警察署、関係機関】	245
第3	高压ガス災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】	245
第4	火薬類災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】	246
第5	毒物・劇物災害応急対策計画【消防組合、埼玉県、警察署】	247
第6	サリン等による人身被害対策計画【市長公室、消防組合、埼玉県、警察署】	248
第4節	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	250
第1	放射性物質及び原子力発電所事故災害予防【消防組合、事業者、埼玉県、国】	250
第2	実施計画【関係各室部、消防組合、事業者、埼玉県】	251
第3	放射線関係事故災害応急対策計画【市、消防組合、事業者、埼玉県、警察、国】	254
第5節	農林畜産災害対策計画	263
第1	注意報及び警報の伝達【環境経済部】	263
第2	農業災害対策【環境経済部】	263
第3	畜産災害対策【環境経済部】	263
第6節	道路災害対策計画	265
第1	道路災害予防対策【市長公室、建設部、まちづくり推進部】	265
第2	道路災害応急対策【建設部、まちづくり推進部、消防組合】	266
第7節	鉄道事故・施設災害対策計画	269
第1	予防対策【市長公室、事業者】	269
第2	活動体制【市長公室、事業者】	269
第3	情報の収集と伝達の基本方針【市長公室】	269
第4	避難誘導【市長公室、消防組合、事業者、警察署】	269
第5	消防活動【消防組合】	270
第6	応援要請【総務部、消防組合】	271
第7	医療救護【健康スポーツ部、消防組合】	271

## 第4編 震災対策編

第1章	震災予防計画	273
第1節	過去の地震の履歴	273
第2節	地震被害想定	275
第1	想定地震	275
第2	活断層による地震動について	276
第3	想定結果	277
第3節	災害対応の方針	279
第4節	建築物・施設等の耐震性向上	280
第1	公共建築物等の耐震不燃化【まちづくり推進部、各施設管理者】	280
第2	一般建築物の耐震不燃化【まちづくり推進部】	280
第3	ライフライン施設【環境経済部、上下水道部、各事業者】	281
第4	交通施設【東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社】	286
第5節	防災都市づくり	288
第1	災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水	

	道部】	288
第2	防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部、まちづくり推進部】	288
第6節	地盤災害の予防	290
第1	液状化被害の状況	290
第2	軟弱地盤区域の安全措置【まちづくり推進部、上下水道部、埼玉県】	290
第3	宅地造成地の安全対策【まちづくり推進部、埼玉県】	291
第7節	地震火災等の予防	293
第1	大規模地震・火災に関する調査研究【市長公室、消防組合】	293
第2	出火防止、初期消火体制の確立【市長公室、消防組合】	293
第3	消防力の増強【市長公室、消防組合】	293
第4	防災資機材の整備【市長公室、消防組合】	294
第8節	震災に強い地域（社会）づくり	295
第1	自主防災組織の編成【市長公室】	295
第2	自主防災組織の活動【市長公室】	295
第3	地域の自主防災組織の育成・連携【市長公室】	296
第4	事業所等における防災の推進【環境経済部、消防組合】	297
第5	市民及び事業者による地区内の防災活動の推進【市長公室】	297
第9節	防災教育	298
第1	市民に対する防災知識の普及【市長公室、教育部、消防組合、防災関係機関】	298
第2	職員等に対する防災教育【市長公室】	299
第3	防災関係機関の組織の整備【市長公室】	300
第4	関係機関相互の連携【市長公室】	301
第10節	防災訓練	302
第1	訓練の種別【市長公室】	302
第2	総合防災訓練の実施【市長公室、関係各部、消防組合】	303
第3	事業所、自主防災組織が実施する訓練【市長公室】	303
第4	その他の訓練【市長公室】	303
第5	訓練の検証【市長公室】	304
第11節	調査研究	305
第1	防災アセスメントに関する調査研究【市長公室】	305
第2	震災対策に関する調査研究【市長公室、まちづくり推進部】	306
第12節	震災に備えた体制整備	308
第1	活動体制の整備【各室部】	308
第2	災害広報・広聴体制の整備【市長公室、市民部】	309
第3	他都市及び防災関係機関との連携及び応援体制【各室部】	310
第4	防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備【市長公室、建設部】	312
第5	情報収集・伝達体制の整備【市長公室、総合政策部、総務部】	315
第6	ボランティア等の活動支援の整備【市民部、久喜市社会福祉協議会】	317
第7	消防【市長公室、消防組合、埼玉県】	318
第8	危険物【消防組合、埼玉県】	318
第9	救急救助【市長公室、健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】	319
第10	医療救護【健康スポーツ部】	321



第11	避難【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】	322
第12	飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、健康スポーツ部、上下水道部】	327
第13	帰宅困難者対策【市長公室、教育部、埼玉県】	330
第14	遺体の埋・火葬【市民部、福祉部】	333
第15	生活環境の整備対策【環境経済部、健康スポーツ部、衛生組合】	334
第16	応急住宅対策【市民部、まちづくり推進部】	335
第17	文教対策【こども未来部、教育部、消防組合】	337
第18	災害時の要配慮者対策【市民部、福祉部、こども未来部、教育部、久喜市社会福祉協議会】	338
第19	業務継続計画（BCP）【各室部】	346
<b>第2章</b>	<b>震災応急対策計画</b>	<b>349</b>
第1節	応急活動体制	349
第1	配備体制と動員計画【各室部共通】	349
第2	災害対策本部の設置・運営【市長公室、総合政策部、総務部、市民部】	352
第2節	災害情報の収集	365
第1	地震情報の収集・連絡【市長公室】	365
第2	情報の連絡体制【市長公室、関係各部】	367
第3	災害情報等の収集・連絡【市長公室、関係各部】	371
第3節	災害広報計画	377
第1	災害時における広報体制【市長公室】	377
第2	広報資料の収集【市長公室】	377
第3	市民への広報【市長公室、関係各部】	378
第4	報道機関等に対する発表【市長公室】	380
第5	帰宅困難者・要配慮者への広報【市長公室、市民部、福祉部、埼玉県】	380
第6	広聴活動【市長公室、市民部、福祉部】	381
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	384
第1	派遣要請【市長公室】	384
第2	災害派遣部隊の受入れ体制【市長公室、市民部、環境経済部】	386
第3	自衛隊の自主派遣	387
第4	派遣部隊の撤収要請【市長公室】	388
第5	経費負担【総合政策部】	388
第5節	相互応援協力計画・要員確保計画	389
第1	地方公共団体、指定行政機関への応援要請【市長公室、総務部、関係各部】	389
第2	要員確保【関係各室部】	394
第6節	広域応援受入計画	396
第1	地方公共団体等による派遣隊等の受入れ【総務部】	396
第2	ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各室部、久喜市社会福祉協議会】	397
第3	市民、自主防災組織等の協力【市長公室】	399
第7節	災害救助法の適用	402
第1	災害救助法の概要【市長公室、福祉部】	402

第2	災害救助法の適用及び実施【市長公室、福祉部】	404
第3	災害救助法が適用されない場合の措置【関係各室部】	406
第8節	消防活動	407
第1	消防活動の基本方針【消防組合】	407
第2	初動体制の確立【消防組合、消防団】	407
第9節	救急救助・医療救護	412
第1	救急救助体制【消防組合】	412
第2	傷病者搬送【消防組合、埼玉県】	413
第3	医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】	414
第4	後方医療【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】	417
第5	保健衛生【健康スポーツ部、埼玉県】	418
第10節	避難	419
第1	避難活動【市長公室、福祉部、こども未来部、消防組合】	419
第2	避難所の設置・運営【市長公室、総合政策部、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】	424
第11節	交通対策計画	430
第1	交通支障箇所等の情報収集【建設部】	430
第2	関係機関への通報【市長公室、建設部】	430
第3	交通対策に関する措置【建設部】	431
第4	道路の応急復旧等【市長公室、建設部】	432
第5	障害物の除去【建設部、まちづくり推進部】	433
第12節	輸送計画	436
第1	緊急輸送路の確保【市長公室、建設部】	436
第2	輸送力の確保【総務部】	436
第3	緊急輸送車両の標章及び証明書【関係各室部】	437
第4	空中輸送手段の確保【市長公室、務部、消防組合】	438
第5	災害救助法が適用された場合の費用等【総合政策部】	438
第13節	生活支援計画	439
第1	飲料水の確保・供給【市長公室、上下水道部】	439
第2	食料の供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】	442
第3	生活必需品の確保及び供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】	446
第14節	帰宅困難者対策	449
第1	現況	449
第2	帰宅困難者への情報提供【市長公室、鉄道事業者、埼玉県】	449
第3	一時滞在施設の開設・運営【市長公室、福祉部、こども未来部、鉄道事業者、埼玉県】	450
第4	帰宅支援【健康スポーツ部、事業者、埼玉県、】	452
第15節	遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画	453
第1	遺体の捜索【市長公室、福祉部、警察署】	453
第2	遺体の収容・安置【市民部、福祉部】	454
第3	遺体の埋・火葬【総務部、福祉部】	455

第4	災害救助法の実施基準【福祉部】	455
第16節	環境衛生整備計画	458
第1	廃棄物処理【関係各室部】	458
第2	防疫活動【環境経済部、健康スポーツ部】	463
第3	食品衛生監視【健康スポーツ部】	465
第4	動物愛護【環境経済部】	465
第17節	公共施設等の応急対策	467
第1	公共建築物【まちづくり推進部】	467
第2	ライフライン施設【市長公室、総務部、上下水道部、各事業者】	468
第3	交通施設の応急対策【各事業者】	474
第4	その他公共施設等【環境経済部、施設管理者】	477
第5	一般建築物等【市長公室、総務部、まちづくり推進部】	478
第18節	応急住宅対策	480
第1	公営住宅及び応急仮設住宅の供与【市民部、福祉部、こども未来部】	480
第2	被災住宅の応急修理【総務部、市民部】	481
第3	民間住宅のあつ旋【市民部】	482
第4	災害救助法の実施基準【市民部】	482
第19節	文教対策計画	484
第1	発災時の学校長・園長の措置【こども未来部、教育部】	484
第2	被害状況の報告【こども未来部、教育部】	484
第3	教育施設の応急復旧対策【こども未来部、教育部】	485
第4	応急教育の実施【こども未来部、教育部】	485
第5	給食の措置【教育部】	486
第6	学用品の給与【教育部】	486
第7	授業料等の減免【こども未来部、教育部】	487
第8	教育実施者の確保措置【こども未来部、教育部】	487
第9	その他の措置【市民部、こども未来部、教育部】	487
第10	文化財の保護【教育部】	487
第20節	要配慮者等の安全確保対策	488
第1	要配慮者対策の基本方針【福祉部、こども未来部】	488
第2	要配慮者に対する対策【市長公室、市民部、環境経済部、福祉部、こども未来部、消防組合】	488
第3	応急保育【こども未来部】	490
第4	外国人の安全確保【市長公室、市民部】	490
第21節	オープンスペースの管理体制の確立	492
第1	空地の現況把握【まちづくり推進部】	492
第2	空地利用ニーズの申請【まちづくり推進部】	492
第3	空地利用の調整・管理【まちづくり推進部】	493
<b>第3章</b>	<b>震災復旧復興対策計画</b>	<b>494</b>
第1節	迅速な災害復旧	494
第1	復旧計画の基本方針	494

第2	災害復旧事業期間の短縮	494
第3	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	494
第4	災害復旧事業の実施	497
第2節	計画的な災害復興	498
第1	震災復興対策本部の設置	498
第2	震災復興計画の策定	498
第3	震災復興事業の実施【まちづくり推進部】	498
第3節	生活再建等の支援	499
第1	体制の整備【関係各室部】	499
第2	義援金品の受入れ、配分【総合政策部、福祉部】	499
第3	被災者の生活確保【関係各室部】	500
第4	被災中小企業の融資【環境経済部】	502
第5	尋ね人の相談【市民部】	502
第6	被災者台帳の作成【総務部、市民部、福祉部】	503
第7	罹災証明書の発行【総務部】	503
第8	被災証明書（農業）の発行【環境経済部】	504
第9	被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】	505
第4節	激甚災害の指定	506
第1	激甚災害指定の手続き	506
第2	激甚災害に関する被害状況の報告	506
第3	特別財政援助額の交付手続き	507
<b>第4章</b>	<b>南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置</b>	<b>508</b>
第1節	計画の位置付け	508
第1	策定の趣旨	508
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	509
第1	南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達【市長公室】	509
第2	市民、企業への呼びかけ	510
<b>第5章</b>	<b>火山噴火降灰対策</b>	<b>511</b>
第1節	火山噴火降灰対策の概況	511
第1	被害想定	511
第2節	予防・事前対策	513
第1	火山噴火に関する知識の普及【市長公室、埼玉県】	513
第2	降灰による災害の予防・事前対策の検討【関係各室部、警察署、道路管理者】	516
第3	食料、水、生活必需品の備蓄【市長公室】	516
第3節	応急対策	527
第1	応急活動体制の確立【市長公室、関係各部】	527
第2	情報の収集・伝達【市長公室】	527
第3	医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】	528
第4	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	528
第5	農業者への支援【環境経済部、埼玉県】	528

第6	降灰の処理【環境経済部、建設部、埼玉県】	528
----	----------------------	-----

## 第5編 広域応援編

第1節	事前対策	521
第1	広域応援体制の整備【市長公室、埼玉県】	521
第2	広域支援拠点の確保【市長公室、まちづくり推進部、埼玉県】	521
第3	広域応援要員派遣体制の整備【総務部、関係各室部、埼玉県】	521
第4	広域避難受入体制の整備【市長公室、関係各部】	522
第5	市内被害の極小化による活動余力づくり【市長公室、関係各部、埼玉県】	522
第2節	応急対策	523
第1	応援に必要な広域災害情報の収集【総務部、埼玉県】	523
第2	広域応援要員の派遣【総務部、埼玉県】	523
第3	広域避難の支援【市長公室、福祉部、こども未来部、埼玉県】	523
第4	がれき処理支援【環境経済部】	524
第5	環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援【環境経済部】	524
第3節	復旧・復興対策	525
第1	広域復旧復興支援【関係各室部】	525
第2	遺体の埋・火葬支援【福祉部】	525
第3	生活支援【関係各室部】	525

## 第6編 複合災害対策編

第1節	対策の方向性	527
第2節	予防・事前対策	528
第1	複合災害に関する防災知識の普及【市長公室】	528
第2	複合発生時の被害想定の実施【埼玉県】	529
第3	防災施設の整備等【市長公室、総務部】	529
第4	非常時情報通信の整備【埼玉県】	529
第5	避難対策【市長公室、福祉部、こども未来部、消防組合】	529
第6	災害医療体制の整備【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】	529
第7	災害時の要配慮者対策【市長公室、市民部、福祉部、こども未来部、建設部、まちづくり推進部、教育部、久喜市社会福祉協議会】	529
第8	緊急輸送体制の整備【市長公室、まちづくり推進部、教育部】	529
第3節	応急対策	530
第1	情報の収集・伝達【市長公室、関係各部】	530
第2	交通規制【建設部、道路管理者、警察署】	530
第3	道路の修復【建設部、道路管理者】	530
第4	避難所の再配置【市長公室、福祉部】	530

